

奨学金のご返済について

奨学金は、「加茂市奨学資金貸付けに関する条例及び同条例施行規則」に基づき、学資金としてお貸しするお金です。奨学生は、卒業後に借り受けた奨学金を返済（償還）しなければなりません。

【返済にあたっての確認事項】

- ① 奨学金は、貸付期間終了の翌月から起算して、10年以内に返済しなければなりません。
- ② 返済計画の年数は、10年以内であれば何年でもかまいません。ただし各月の返済金額が均等になるようお願いします。（端数を除く）
- ③ 返済計画は、無理がないようご注意ください。なお、作成された返済計画書は、提出前に写しをお取りください。

【返済方法について】

- ① 奨学金の返済方法は、次のうちの何れかを選択できます。
 - ・半年賦（各年度の9月と3月にご返済いただきます。）
 - ・年賦（各年度の3月にご返済いただきます。）※ただし、半年賦・年賦のどちらの場合でも繰上償還（返済）をすることができます。
- ② ご返済は、専用の納入書により、最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行を除く）にてお支払いいただきます。
 - ※市外の金融機関では取扱手数料がかかる場合があります。また、一部（地方）の金融機関では納入書の取り扱いを断られることがあります。
 - ※専用の納入書は、各返済時期に合わせて郵送いたします。

【返済の猶予（免除）と遅延利息について】

<返済の猶予（免除）>

奨学生が、奨学金返済完了前に死亡、疾病その他特別の事由により、返済が困難であると認められるときは、奨学金の一部又は全部を猶予又は免除することができます。

<遅延利息>

正当な理由がなく、返済を怠った場合は、遅延利息（最大で年14.6%）が加算されますのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

加茂市教育委員会 学校教育課
〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080(内線452)